

制定日	2012/2/1
改定日	2017/4/1
施行日	2017/4/1
版数	第2版

太田市土地開発公社工事発注運用基準

- 1 工事発注方法は、太田市土地開発公社の定款の定めによる。
- 2 次の各項に定めるもののほか、業種別等級格付基準及び業者登録区分等諸条件については、太田市に準ずるものとする。
- 3 土木工事に関する基準
 - (1) 発注区分
 - ① 予定価格が1億円以上の場合
次の者であって、特定建設業許可を有する者とする。
 - ㊦ 総合数値900点以上の市内に本店を有するAクラス
 - ㊧ 総合数値1000点以上の市内に支店及び営業所を有するAクラス
 - ② 予定価格が3千5百万円以上で1億円未満の場合
市内に本店を有するAクラスの者を対象とする。ただし、予定価格が7千万円以上の場合は、特定建設業許可を有する者とする。
 - ③ 予定価格が3千5百万円未満の場合
市内に本店を有するBクラス以下の者を対象とする。
 - (2) 予定価格は事前公表とし、最低制限価格は設定しない。
 - (3) 同一地内における工事として複数案件を同時発注する場合は、一つの案件を落札した者は他の案件を落札することはできないものとする。
 - (4) 指名競争入札による場合の業者選定については、役員等をもって別途協議し決定するものとする。
 - (5) 本基準によるもののほかは、役員等をもって別途協議し決定する。
- 4 土木工事以外の工事・業務委託等にあつては、太田市に依頼するものとする。

(附 則)

本運用基準は、平成24年2月1日から適用する。

(附 則)

本運用基準は、平成29年4月1日から適用する。